ＳＰＯＤフォーラム２０２３

教務が理解しておきたい法令と最新政策動向

【配付用抜粋版（テキストのみ）】

２０２３年８月２５日
東京都公立大学法人／
一般社団法人公立大学協会
宮林　常崇
miyabayashi-tsunetaka@jmj.tmu.ac.jp

この講座で扱う内容は、所属機関の見解ではなく個人の見解です

© 2023 Miyabayashi Tsunetaka

プログラムの構成

0　導入
- ◆ 大学教務のための７つの指針
- ◆ 大学の裁量／担当者の裁量

1　教務事務を取り巻く法規・制度
- ◆ 法令の構造
- ◆ 大学設置基準等の改正事項

2　根拠と実務の関係
- ◆ 単位制度と学修時間
- ◆ 単位の授与・互換・認定
- ◆ 学生と学籍
- ◆ リカレント教育

3　窓口対応
- ◆ 成績問い合わせ

4　ＳＤを実務に活かす
- ◆ 実践的な知識の継承
- ◆ 政策動向の把握
- ◆ プログラムのまとめ

１　大学教育を支援する職員に求められる基本的な知識・心構え

↓

２　担当業務の根拠を調べる
３　教務事務を取り巻く制度（単位認定や退学・除籍など）の根拠と実務の差
４　大学設置基準等の改正事項を理解

↓

１　大学教育を支援する職員に求められる基本的な知識・心構え
５　実践的な知識の継承

© 2023 Miyabayashi Tsunetaka

導入．大学教務のための７つの指針

1．大学の裁量が大きいことを理解する。
2．関係法令や政策を理解して適切に判断する。
3．教育の論理を常に重要視する。
4．学生の多様性を尊重する。
5．社会常識に照らして検討する。
6．他の構成員と連携を進める。
7．力量を高める機会をつくる。

中井・宮林編(2023)　『大学の教務Q&A第２版』玉川大学出版部

８月新刊
設置基準改正や
コロナ禍以降の
現場の対応を反映

© 2023 Miyabayashi Tsunetaka

導入．　実務担当者を取り巻く根拠

「前後左右」の確認に必要な環境整備

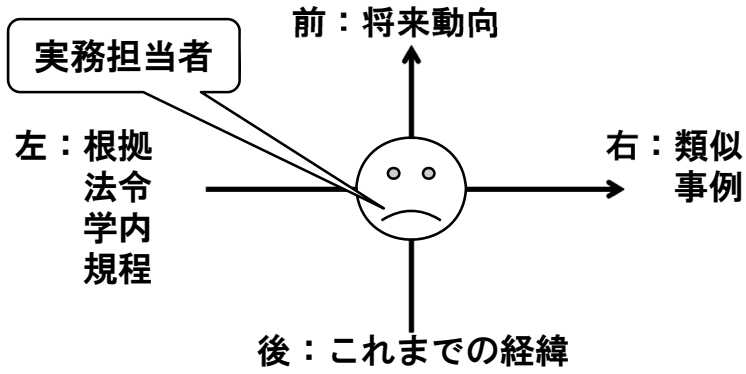

© 2023 Miyabayashi Tsunetaka

１－１．法令や学内規則の体系①

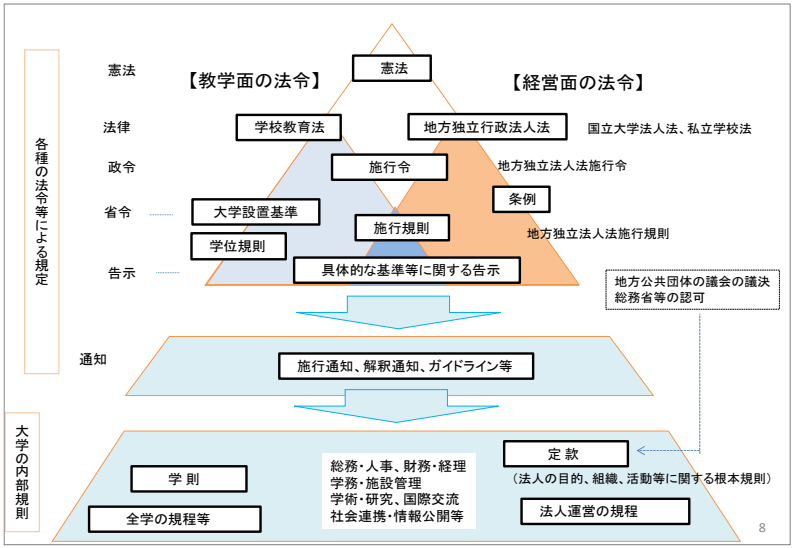

（2014年2月16日 中央教育審議会大学分科会「大学のガバナンス改革の推進について（審議まとめ）」を参考に作成）

© 2023 Miyabayashi Tsunetaka

１－２．法令や学内規則の体系②

憲法

法律・・・国会

教育基本法・・平成18年に全面改正
「大学」が第７条に規定

学校教育法・・学校制度の基本を定めたもの

教育職員免許法

政令・・・内閣の閣議

学校教育法施行令

教育職員免許法施行令

省令・・・大臣の権限

学校教育法施行規則

教育職員免許法施行規則

学位規則

大学設置基準

例えば卒業関係

←修業年限を規定

←卒業要件を規定

在学年限はどこで規定？

© 2023 Miyabayashi Tsunetaka

１－３．学校教育法

【１条校】（第１条）

この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、・・・、大学及び高等専門学校とする。

【大学の設置】（第３条）

学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

【大学の目的】（第83条）

大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

２　大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

【修業年限】（第87条）

大学の修業年限は、四年とする。ただし・・・

【教授会】（第93条）

大学に、教授会を置く。

２　教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

一　学生の入学、卒業及び課程の修了

二　学位の授与

三　前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

© 2023 Miyabayashi Tsunetaka

１－４．大学設置基準（組織・教員）

【課程】（第５条）

教育上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められる場合には、学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けることができる。

【教育研究実施組織】（第３章　第７条～第11条）

・必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織の編制など、教員と事務職員等の関係を一体的に規定

・主要授業科目は原則として基幹教員《今のところ学部のみ・経過措置あり》

主要授業科目とは、学生に学位を取得させるに当たり、当該学位のレベルと分野に応じて達成すべき能力を育成するために必要な科目群であり、各授業科目のうちいずれが主要授業科目に当たるかは、当該授業科目と３つのポリシーとの関係性を踏まえ、各大学等で判断（改正通知）

【教員資格】（第４章　第12条～第17条）

学長、教授、准教授、講師、助教、助手について条件を規定

例：教授の場合

教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

一　博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者

五　芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていると認められる者

© 2023 Miyabayashi Tsunetaka

１－５．基幹教員制度

・大学の各学位プログラムに責任を持つ教員として定義を明確化
・教員が十分に養成されていない成長分野等において、民間企業からの実務家教員の登用の促進や、複数大学等でのクロスアポイントメント等の進展を期待

基幹教員①＜必要教員数の３／４以上＞
条件１　教育課程の編成その他の学部の運営に責任を担う
条件２　専ら当該大学の教育研究に従事　＋主要授業科目担当

基幹教員②＜必要教員数の１／４まで＞
条件１　教育課程の編成その他の学部の運営に責任を担う
条件２　年間８単位以上の授業科目担当（主要かは問わない）
＊専ら従事していなくてもよい

現在は学部のみ
大学院については
中教審大学院部会
で議論されている

例えば
他大学の　専任・基幹教員
自大学の　他学部でも＜１／４まで基幹教員＞でカウント
　　＊＜３／４以上＞カウントした場合はダメ
民間企業の研究者

© 2023 Miyabayashi Tsunetaka

１－６．大学設置基準（教育・環境）

【収容定員】（第５章　第18条）
・収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。
【教育課程、単位制度】（第６章　第19条～第26条）
・教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目、自由科目に分け、これを各年次に配当して編成する。
・各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、八週、十週、十五週その他の大学が定める適切な期間を単位として行うものとする。
・１単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね十五時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて一単位として単位数を計算するものとする。
《改正前は、講義・演習と実験・実習・実技で授業時間数が異なった》
【卒業の要件】（第７章　第27条～第33条）
・124単位以上を修得することのほか、大学が定めることとする。
【施設及び設備等】（第８章　第34条～第40条の４）
・大学の組織及び規模に応じ、教育研究に支障のないよう、必要な施設を備えた校舎を有するものとすることを規定
・基幹教員に対しては研究室を必ず備えなければならない。

© 2023 Miyabayashi Tsunetaka

１－７．大学設置基準の歴史と現在①

【1947年（昭和22年）】
大学基準協会の誕生・大学基準の採択
アメリカのアクレディテーション団体をモデル
【1956年（昭和31年）】
文部省令としての大学設置基準が制定
大学設置に必要な教員数や校地･校舎等の施設についての最低基準を規定
【1991年（平成３年）】
大学設置基準の大綱化
個々の大学がそれぞれの理念・目的に基づき、自由かつ多様な形態で教育を実施できるように規制を緩和
【2002年（平成14年）】
大学設置基準の準則主義化
設置審査に係る基準を原則として告示以上の法令で規定
【2022年（令和４年）】
大学設置基準の大規模な改正（現代化？）
３つの視点「編みなおし」「資源の共有」「差別化」

© 2023 Miyabayashi Tsunetaka

参考．大綱化の主な内容

【大学設置基準等の諸基準の改正（1991年）】
高等教育の枠組みとなる基準は可能な限り緩やかなものとし、その中で各大学が創意工夫を発揮し,個性ある発展を遂げることが望ましいと考えられる。

◆　大学に開設を義務付けていた授業科目の科目区分（一般教育科目、専門教育科目、外国語科目及び保健体育科目）を廃止する。
◆　卒業要件として定められていた各科目区分ごとの最低修得単位数を廃止し、総単位数（124単位以上）だけを規定する。
◆　必要専任教員数について、各科目区分ごとに算定する方式を廃止、収容定員の規模に応じた総数のみを算定する方式とする。
◆　授業の方法別（講義、演習、実験・実技・実習等）に一律に定められていた単位の計算方法を、大学の判断により弾力的に定めることができるように改める。

© 2023 Miyabayashi Tsunetaka

１－８．「2022年大学設置基準等改正」の主な内容

◆　総則等理念規定の明確化
・３ポリシーや自己点検・評価、認証評価と設置基準の関係の整理
◆　教育研究実施組織
・教職協働という言葉の意味は次のステップへ
　→Organization を指すのではなくSystemを指す
◆　基幹教員制度《経過措置あり・今のところ学部のみ》
・大学の各学位プログラムに責任を持つ教員として定義を明確化
　→これに伴い「主要授業科目」の「主要」が明確化
・常勤以外の教員も最低教員数に参入可能（条件・上限あり）
◆　指導補助者
・TA（学生など）も授業に参画可能（条件あり）
◆　単位の計算方法
・国際通用性を高める
　→講義・演習と実験・実習・実技の区別を廃止
◆　特例制度《認定が必要》
・特例対象の規定の一部又は全部によらないことが可能に

© 2023 Miyabayashi Tsunetaka

参考．指導補助者

・当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、TA等に授業の一部を分担させることができる
・「一部を分担」とは
　１回（例えば90分）全てを任せることは可能
　授業の大半を任せることは望ましくない（例　15回中８回任せるのは不可）

授業の一部を分担させる場合に対応が必要な事項
①指導補助者に対する研修の義務化
②授業担当教員と指導補助者の責任関係や役割分担等を学内規程等への明記
③指導補助者が不当に不利益を被らないような配慮を行うこと

・同一労働同一賃金問題との関係
　非常勤講師と授業補助者　１回全て任せて賃金が異なるとは？
・アカデミックハラスメントの防止
　いわゆる「やるがい搾取」をどのように防ぐか

© 2023 Miyabayashi Tsunetaka

１－９．大学設置基準の歴史と現在②

1991年 大綱化	2022年の 大規模改正
◆大学に開設を義務付けていた授業科目の科目区分（一般教育科目、専門教育科目、外国語科目及び保健体育科目）を廃止	◆単位制度の国際通用性を確保 １単位あたりの授業時間数設定の裁量が拡大
◆授業の方法別（講義、演習、実験・実技・実習等）に一律に定められていた単位の計算方法を、大学の判断により弾力的に定めることが可能に	◆アカデミックカレンダー 15週以外の設定も可能であることを明確化
◆必要専任教員数について、各科目区分ごとに算定する方式を廃止、収容定員の規模に応じた総数のみを算定	◆基幹教員制度の新設 経過措置あり 主要授業科目の考え方が示された ◆TAの裁量拡大 １回全て任せることも可能
◆卒業要件として定められていた各科目区分ごとの最低修得単位数を廃止し、総単位数（124単位以上）だけを規定	◆卒業要件とDPの関係 要件に「大学が定める」が追加

© 2023 Miyabayashi Tsunetaka

２－１．単位制度と学修時間①

◆　学生が授業科目を選択する目安として単位がある。
　１単位の授業科目＝修得におおよそ45時間が必要（学修時間）
　大学の学修時間＝授業時間＋授業外学修時間

例　同じ１コマ90分／15回の授業科目でも
・哲学特論　２単位
　→45時間×２単位＝90時間必要
・英語Ⅲ　１単位
　→45時間×１単位＝45時間必要
・体育実技　１単位
　→45時間×１単位＝45時間必要

そのうち
授業時間は
2時間×15回＝30時間
で同じ

必要な授業外学修時間は単位数によって異なる

© 2023 Miyabayashi Tsunetaka

２－２．単位制度と学修時間②

１単位＝45時間の学修
日本の大学では90分を２時間として扱うことが大半

（１）前期　２単位・・・90時間の学修

うち　講義２時間（本当は90分）が15週＝30時間
よって　自主学修には［　　］時間が必要

（２）卒業要件が120単位・・・5,400時間の学修が必要
→１年間で1,350時間
→１週間（年30週）で45時間
→１日当たり［　　］時間
体育の４単位が**追加された**

（３）卒業要件が120単位・・・１年あたり30単位
→半期15単位
→講義２単位授業が週7.5コマ
→１日［　　］コマ

© 2023 Miyabayashi Tsunetaka

２－３．単位数の設定方法①

【大設第21条第２項】
一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、第二十五条第一項に規定する授業の方法【講義、演習、実験、実習若しくは実技】に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね十五時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて一単位として単位数を計算するものとする。

１単位45時間＝授業時間(15～45時間の間)＋授業外学修時間

【R4.10の改正前は】
一　講義・演習は、15～30時間の授業で１単位
二　実験・実習・実技は、30～45時間の授業で１単位
三　一と二の併用は、大学で定める授業時間で１単位

【ある大学の学則は現在も】
(1)講義・演習は、15時間の授業で１単位
(2)実験・実習・実技は、30時間の授業で１単位
(3)一と二の併用は、別に定める授業時間で１単位

© 2023 Miyabayashi Tsunetaka

２－４．単位数の設定方法②

X大学の学則では
(1)講義・演習は、15時間の授業で１単位
(2)実験・実習・実技は、30時間の授業で１単位

例１　英米文学概説（講義科目）

授業時間　　毎週２時間（本当は90分）×15回＝30時間

講義は学則(1)だから　30時間＝15時間／１単位×２⇒２単位

授業外学修時間　　２単位は90時間の学修が必要だから
90時間－30時間=60時間

例２　データサイエンス実習A（実習）

学修成果を獲得するためにはおおよそ45時間の学修が必要⇒１単位

実習は学則(2)だから
１単位の［授業時間は30時間
　　授業外学修時間は１単位45時間－30時間＝15時間

© 2023 Miyabayashi Tsunetaka

２－５．授業の開設

【省令】大学設置基準
（教育課程の編成方針）
第十九条　大学は、学校教育法施行規則第百六十五条の二第一項第一号及び第二号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。
２　教育課程の編成に当たつては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。
（教育課程の編成方法）
第二十条　教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

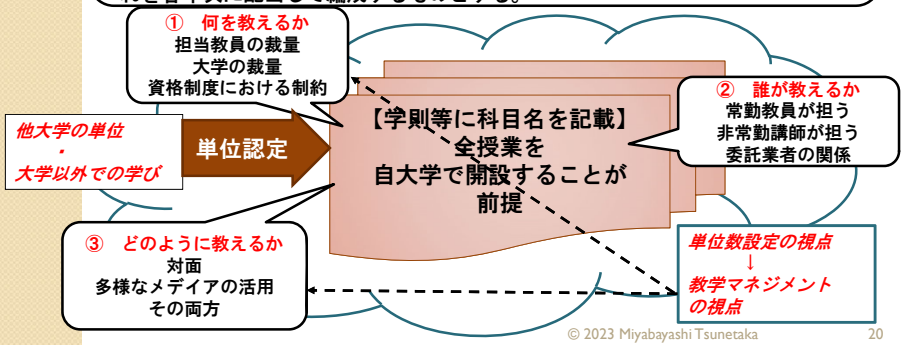

© 2023 Miyabayashi Tsunetaka

２－６．単位の授与・互換・認定

【省令】大学設置基準

(成績評価基準等の明示等)

第25条の２　大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

２　大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たつては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがつて適切に行うものとする。

(単位の授与)

第27条　大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の大学が定める適切な方法により学修を評価して単位を与えるものとする。

◆大学のカリキュラムには「自ら開設」の原則がある

単位の授与　　設置基準第27条を根拠

単位を互換・認定　（主に）海外含む他大学等の授業科目を履修し修得したもの

学修を単位認定　入学前に修得した単位・在学中の大学以外の学びなど

⇒設置基準第28～30条と2019年通知の正しい理解が求められる

２－７．入学前に修得した単位

◆　学校教育法で規定されている編入学

・短期大学卒業者

・高等専門学校卒業者

・専修学校の専門課程修了者

（修業年限が２年以上　かつ　総授業時間数が1,700時間以上）

・高等学校等の専攻科修了者≪平成28年度から≫

◆　各大学の規則等で改めて規定すべき編入学

≪例≫大学を卒業した者　及び　大学に２年以上在学し所定の単位

（例えば、62単位以上）を修得した者

【学校教育法第８８条（相当期間の修業年限への通算）】

大学の学生以外の者として一の大学において一定の単位を修得した場合・・・

・教育課程の一部を履修したと認められるときは、大学が定める期間を修業年限に通算可能

・（通算は）修業年限の２分の１を超えてはならない

２－８．単位互換・認定の実務①

◆　大学設置基準第28条～第30条の違い

卒業に必要な単位

←２８　他大学の授業科目
←２８　短大の授業科目
←２８　留学先の授業科目
　→ 自大学の授業科目を履修し修得したとみなせる

←２９　短大での学修
←２９　高専専攻科での学修
←２９　その他の学修
　→ 大学以外の場所での学修にも単位を与えてよい

　→ 在学中に

←３０　入学前に　修得した単位＆29条の大学以外の場所での学修

　→ ６０単位を超えない範囲で

＊編入学・転学は「修業年限を通算するから」６０単位を超えてもよい。

２－９．単位互換・認定の実務②

◆「単位互換制度の運用に係る基本的な考え方について」(2019)

①単位互換制度の概要と経緯

制度導入当初は、大学間の細かい協議を前提としていた

②柔軟な対応

・協議や協定等に限定せず、大学が教育上有益と認めれば単位認定は差し支えない

・上記の単位認定を行う場合は、学生に認定手順等を明らかにしておくこと

・（とはいえ）複数大学間の場合は、あらかじめ協議や協定等があったほうが望ましい

③単位認定の基準と方法

・単位認定しようとする他の大学等の授業科目が、自大学の教育課程に即したものであることが前提

・必修科目は、内容・水準等について一対一の対応関係がある場合のみ可

・選択科目は、自大学の選択科目の特定の科目群の範囲内とみなせる程度の同等性がある場合には、内容・水準等について一対一の対応関係までは要さない

④「自ら開設」の原則との関係

他の大学等との単位互換を前提として授業の実態のない科目を開設するような運用は不適切である。

２－１０．卒業要件と単位

他大学・オンライン授業
を単位認定する場合
どのように判断する？

卒業要件は124単位以上
【大設第32条第１項】

【大設第28条】
他大学等の授業科目

【大設第29条】
大学以外の場所の学修

【大設第30条】
入学前の単位

【大設第31条】
科目等履修生などの単位

60単位まで
（編入学・転学を除く）

卒業要件の半数超は、
自大学の面接授業にて
修得した単位で構成さ
れることを想定

124-60=64単位以上

【大設第32条第５項】
うち、60単位までは
自大学の遠隔授業
で修得した単位でもOK

２－１１．学生と学籍①

【退学と除籍の違い】
学校教育法施行規則第４条で規定
各大学の学則で定めることが求められている

学生の権利

本人の意志による退学・・・自主退学
強制的な退学
　懲戒処分としての退学・・・懲戒退学（学校教育法第施行規則第26条）

懲戒処分でない退学　・・・除籍（法令上の規定はない）

在学年限（期間）超過、授業料未納等

死亡等

大学の教務Q＆A第２版（玉川大学出版部）から

～応用編：職場で考えてみよう～
・除籍について、規則規程等ではどのように定めているか
・死亡除籍について、他の除籍と同じ対応でよいのか
⇒様式、教授会の関与など

２－１２．学生と学籍②

【休学】
・退学と同様に、各大学の学則に規定することが求められている。
・休学中に修得した単位の扱いについて、法令等では定められていない

例　平成24年３月28日　文部科学省高等教育局大学振興課　事務連絡
・学生が在学中に休学を認められ、他の大学で学修することは、従来どおり差し支えない
・休学期間中であっても他の大学で修得した単位等の認定は可能
・単位認定する場合は、その手続き等を明確にし、学生に公表すること

【二重学籍】
・直接禁止している法令等はない。

例　文部科学省　共同実施制度に関するＱ＆Ａ
二重在籍が望ましくないとしているのは、学校教育法の修業年限の規定の趣旨に照らし、学生が二以上の大学の教育課程を同時に履修することは学生の十分な学習時間が確保できなくなると考えられるため。

２－１３．リカレント教育を取り巻く制度①

1991年　科目等履修生制度

社会人など多様な学習者の要求に対応するため、大学の学生以外の者が大学の授業科目を履修し、単位を修得できる制度

【設置基準の大綱化　単位制度の見直し】
①計算方法の弾力化　②科目区分毎の配分規定全廃
③サブシステムの導入（この１つが科目等履修生制度）

1997年　修業年限の通算が可能に

パートタイムによる履修形態をさらに一歩進める観点から、科目等履修生の修業年限通算も可能とした

2007年　履修証明プログラム

学生を対象とする学位プログラムの他に、社会人等の学生以外の者を対象とした一定のまとまりのある学習プログラム（履修証明プログラム）を開設し、その修了者に対して学校教育法に基づく履修証明書（Certificate）を交付できることとした

２－１４．リカレント教育を取り巻く制度②

2015年　　職業実践力育成プログラム（BP）認定制度

大学等におけるプログラムの受講を通じた社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会の拡大を目的として、大学等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを「職業実践力育成プログラム」（BP）として文部科学大臣が認定

①社会人の学び直す選択肢の可視化
②大学等におけるプログラムの魅力向上
③企業等の理解増進を図り、厚生労働省の教育訓練給付制度とも連携し、社会人の学び直しを推進

2019年　　履修証明プログラムの制度改正

- 120時間以上　が　60時間以上に
- 履修証明プログラムでも単位授与and修業年限通算可能
- 情報公開の義務化（単位授与有無や実施体制）

２－１５．リカレント教育を取り巻く制度③

2020年　　大学院設置基準の改正

- 単位認定の柔軟化
  - 入学前の既修得単位　15単位まで
  - 在学中他大学院　15単位まで
  - 上限は合わせて20単位まで
- 在学期間の短縮（大学院設置基準第18条）
  - 入学前の既修得単位数とそれに要した期間を勘案
  - 修士の場合　１年で修了可能に

【大学院修士課程の修業年限】（大学院設置基準第３条）

修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を一年以上二年未満の期間とすることができる。

３－１．成績評価①

【省令】大学設置基準

(成績評価基準等の明示等)

第25条の２　大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

２　大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たつては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがつて適切に行うものとする。

(単位の授与)

第27条　大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。

◆　成績評価に対する学生のニーズは多様であり、年々変化している。
　→そのことを教職員が理解して、適切に対応できているか。
◆　成績不服申立が解決策ではないケースもある。
　→学生の真のニーズを引き出すコミュニケーションが求められている。
　→教務事務部門だけで解決できないケースもある。

３－２．成績評価②

【法令ではなく・・・中教審から示された指針】
　教学マネジメント指針

～Ⅲ　学修成果・教育成果の把握・可視化～

大学の教育活動を学修目標に則して適切に評価するためには、その限界には留意しつつも、一人一人の学生が学位プログラムを通じて得た自らの学びの成果（学修成果）や、大学が学位プログラムを通じて「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を備えた学生を育成できていること（教育成果）に関する情報を的確に把握・可視化する必要がある。学生が「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を身に付けられていることを実感・説明でき、大学が教育課程の改善に活用できるようにするためにも、複数の情報を組み合わせた多元的な把握・可視化が必要である。その際、大学教育の質保証の根幹として、また、学修成果・教育成果の可視化を適切に行う上での前提として、成績評価の信頼性を確保する必要がある。

◆　成績評価基準の公表から、成績評価の信頼性を確保するステージへ

３－３．窓口対応と職員の専門性

担当業務の例

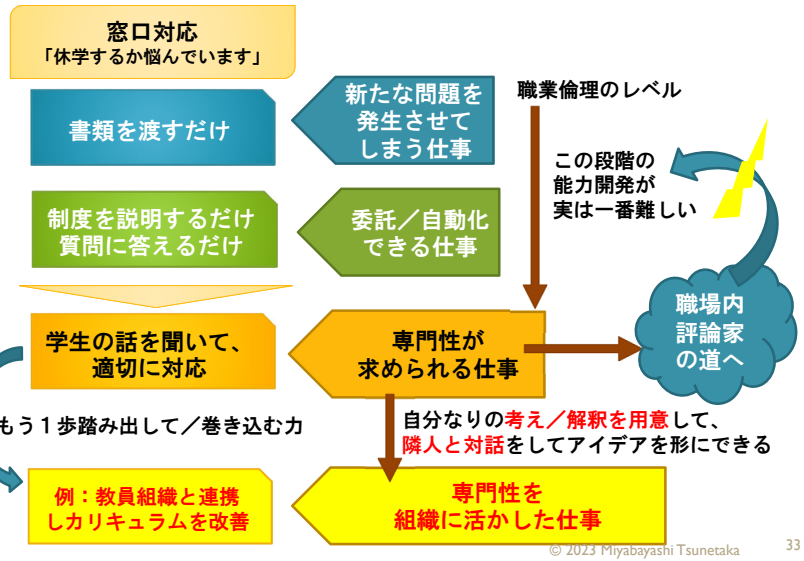

© 2023 Miyabayashi Tsunetaka

４－１．大学教務の課題

１）稲作農業のスケジュール感覚

１年サイクル　＋　４年サイクル　＝　いつやるの？
少なくとも今ではないでしょう

２）「公平」と「公正」が混乱

日本語で自筆で９０分以内で・・・●●科目定期試験に回答できることが履修の条件　⇒　その学修成果とは？

３）判断基準が他者任せ

近所の●●大学が100分×14回にしたから、正しいみたいです？

多くの大学教育に関する制度の大半は「大学が判断／説明できるか」
→我々は「判断／説明すること」から逃げているのかもしれない

© 2023 Miyabayashi Tsunetaka

４－２．SDの限界と効用

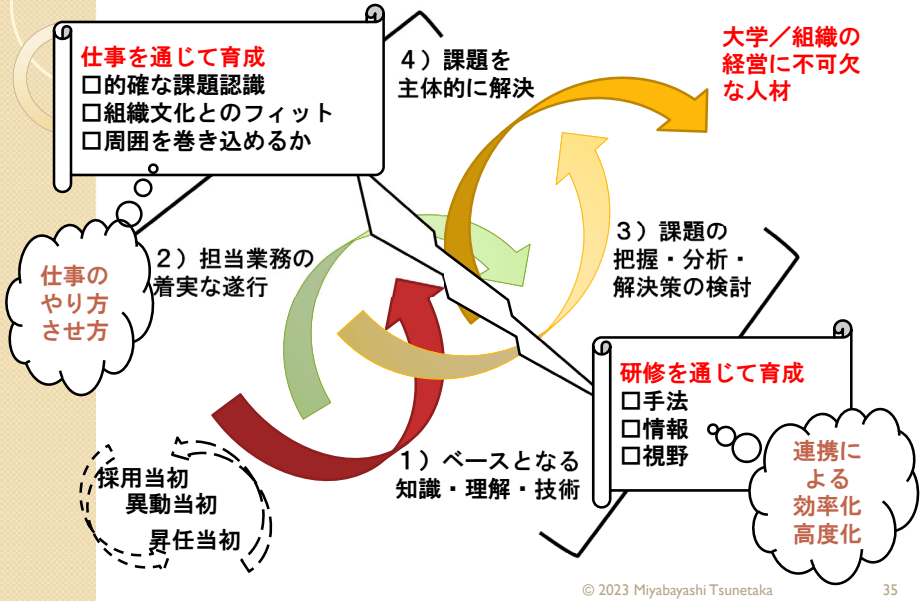

© 2023 Miyabayashi Tsunetaka

４－３．実践的知識の継承

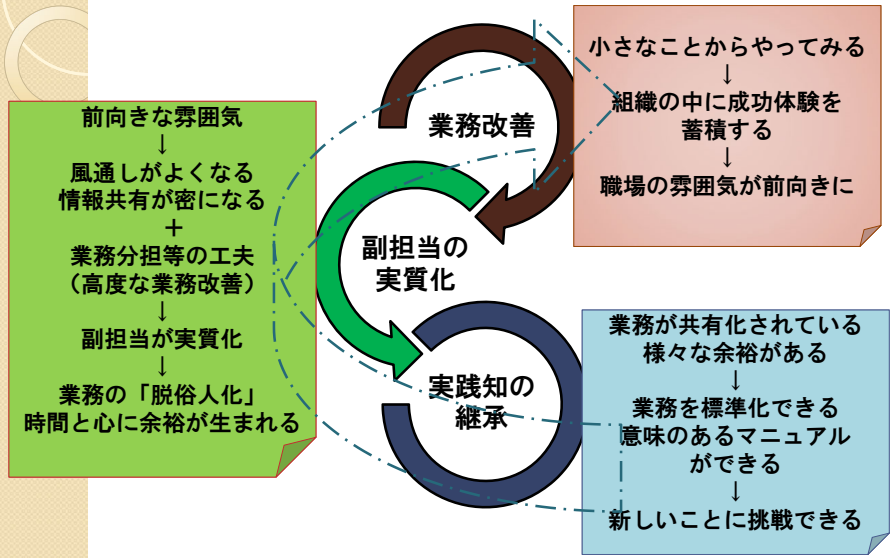

© 2023 Miyabayashi Tsunetaka

４－４．政策の立案と実行

【政策立案の仕組みの例】

文部科学大臣 ⇔ 諮問／答申 ⇔ 中央教育審議会

大学分科会　など

【政策実行のための手段の例】

- □　法令（制度）改正・・・答申から概ね５～10年
  （どんどん短くなる傾向）
- □　補助制度・・・いわゆる「補助金」のこと
- □　認定制度

・・・例「数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度」

© 2023 Miyabayashi Tsunetaka

４－５．政策の年間スケジュール例

４～５月
　中央教育審議会大学分科会　年度初めの開催
　今年度の検討事項が示される
夏までに
　次年度予算に向けた動き（例　骨太の方針）
　官邸レベル、文科省レベル、民間団体からのコメント　など
８月
　文科省　（次年度予算の）概算要求資料の公開
　→文科省で検討されている補助事業や制度がわかる
秋の臨時国会
　概算要求資料で掲載されている事業のいくつかが今年度補正予算で
　実施する事業へ前倒し
　→12月公募／１月申請期限といった短期決戦
12月下旬
　国　次年度予算案の閣議決定
　→次年度補助事業や制度のアウトラインが判明
年度末
　大学設置基準をはじめとした省令改正（これより前のケースもあり）

© 2023 Miyabayashi Tsunetaka

４－６．事務組織の課題と協働

◆様々な「二重の構造」が重なり合っている
　法人部門　と　大学部門
　　教員集団　と　事務集団・・・教員研究実施組織になれるのか？
　　管理部門　と　教学部門（学部事務室）
　　その中の管理ライン　と　教学ライン

◆官僚制を基本とした組織
　①標準化：一般的な案件を処理できる規則などを定め、それに基づいて仕事をする。
　②階層性：ピラミッド型の段階的な組織構造で、権限が明確に定められている。
　③没人格性：個人の意思ではなく、規則や権限に基づいて上司は仕事を指示し、部下は指示される。

◆『よい問いは　よい対話を生む』／実務担当者と評論家の分岐点
- 実務担当者とは、隣人を巻き込まないと専門性を組織で発揮できない
- 巻き込むためには、共通理解を育むための対話が重要
- よい問いをするためには、何が必要だろうか？
  ⇒大学では「根拠」をスマートに使うことが有効な場面がある

© 2023 Miyabayashi Tsunetaka

参考．教務系SDの全体像

【講習会で学ぶ】
大学教務実践研究会

◆基本を網羅的に
「教務系初任者向け講習会」
（毎年６～７月）

◆大学の裁量を理解する
組織を動かすコツを学ぶ
「教務系中堅職員向け講習会」
（今年は10月21日）

◆最新政策・制度動向を理解する
「課題検討フォーラム」
（今年は12月16日）

【テキストで学ぶ】
玉川大学出版部

◆基本を網羅的に
大学SD講座２　大学教育と学生支援
第２章　カリキュラム
第３章　履修指導
第４章　単位認定
第５章　学籍管理と卒業認定　など

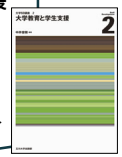

◆日々の業務に
大学の教務Q&A　第２版
コロナ禍や大学設置基準改正等を
踏まえた全面改訂（８月新刊）

◆特定分野をより深める　早稲田大学アカデミックソリューション（オンライン）
10月23日　大学職員のための大学設置基準入門～根拠法令を大学業務に活かす～
11月20日　高等教育政策の動向を法令・制度・歴史・組織の視点で整理する
　～自分の力で理解するために～

© 2023 Miyabayashi Tsunetaka